

## 個人情報保護法への対応活動

### はじめに

個人データ保護専門委員会は、2013年6月に前年度の個人情報保護専門委員会とEUデータ保護対応検討会を統合して発足しました。

2013年度前半は、前年度の活動を引継いで、EU

データ保護規則案への対応を中心に活動し、年度後半は、それに加えて日本政府の個人情報保護法改正の検討が活発になったことから、政府に対して意見書作成・提示を実施しました。

### EUデータ保護指令改定への対応

2012年に作成したEUデータ保護規則案に対する意見<sup>(\*)</sup>を、2013年4月にEU27ヶ国の駐日大使館と代表部に送付するとともに、説明依頼があったスペイン、ギリシャ、リトアニア、駐日欧州連合代表部を訪問し、意見書の概要を説明、本国への伝達を依頼しました。

6月には、2012年に続き2回目となる訪欧ミッションを経団連、JISA、JIPDECと共に派遣し、欧州委員会、欧州議会、欧州連合理事会、OECD、DIGITALEUROPE、JBCE、CNIL、IBM Europe等<sup>(\*\*)</sup>の諸団体を訪問しました。訪問先ではJEITA意見書の概要と、JIS Q 15001に準拠する民間認証制度である「プライバシーマーク」が1万3千社余りの事業者が付与され、広く有効に機能している実情をアピールしました。

帰国後、7月以降に日本政府・国内関係者（経済産業省、総務省、消費者庁、政府CIO室、経団連、JIPDEC、JISA）へ訪欧のフィードバックを実施しました。

同年10月には欧州議会市民的自由・司法・内務委員会（LIBE）の修正案で、当初案にはなかった「データ保護シール制度を用いた第三国データ移転」が盛り込まれる等、JEITAの働きかけは、一定の成果があったと考えております。

その後、LIBE委員会の修正案に対するJEITA意見書を作成し、欧州議会の議員6名と欧州連合理事会のメンバー国へ意見書（概要レター）を送付しました。

(\*) 意見書 URL :

[http://home.jeita.or.jp/press\\_file/20121214172407\\_QmZqTgt0AW.pdf](http://home.jeita.or.jp/press_file/20121214172407_QmZqTgt0AW.pdf)

(\*\*) JISA : (一社) 情報サービス産業協会

JIPDEC : (一財) 日本情報経済社会推進協会

JBCE : 在欧日系ビジネス協議会 (欧州の法人)

CNIL : Commission nationale de l'informatique et des libertés  
(フランスの個人データ保護当局)



第2回訪欧ミッション (2013年6月)

## 今後の見通し

EU データ保護規則議会案は、2014年3月の欧州議会本会議で、LIBE 修正案のとおり採択されました。

9月以降、欧州連合理事会で理事会案の合意に達した後、議会、理事会、欧州委員会の3極で修正協議が行われます。現時点では、最速で2015年2~3月の規則成

立、2年間の委任法令（施行細則等）の制定期間を経て、2017年からの適用が有力視されています。

本委員会としては、引き続き、EU データ保護規則の動向をウォッチし、必要な提言活動を継続してまいります。

## 日本の個人情報保護法改正への対応

2013年6月に「世界最先端 IT 国家創造宣言」が閣議決定され、成長戦略に資するため、パーソナルデータ関連制度を早急に見直すことが必要であることが明記されました。

同年7月に交通系 IC カードの乗降履歴販売が問題視され、現行法における「グレーゾーン」の問題がクローズアップされたこともあり、9月に政府の IT 総合戦略本部に「パーソナルデータに関する検討会」が設置され、12月に「見直し方針」が政府により決定、今年6月下旬に「改正大綱」が決定される等、来年1月の通常国会提出を目指して、急ピッチで法改正の検討が進められています。

これらの動きに対応し、本委員会では次のような活動を実施しました。

- 2013年
- 8月 内閣官房 IT 総合戦略室と意見交換。個人情報保護法改正の動向を確認（JEITA 意見書作成に着手）
  - 9月 JIPDEC と情報交換
  - 10月 「JEITA 意見書」を作成
  - 11月 IT 総合戦略室、経済産業省、総務省、消費者庁、経団連、JUAS 他へ JEITA 意見書を説明
  - 12月 経済産業省より政府見直し方針への意見提出の依頼があり、取りまとめ後に提出
- 2014年
- 1月 IT 総合戦略室と情報交換（産業界としての現状課題をご説明）
  - 1月 経済産業省の個人情報ガイドライン検討委員会に意見書提出（委員長が1~3月検討会出席）
  - 2月 「大綱に向けての意見書（ドラフト版）」を作成し IT 総合戦略室と経団連へ説明
  - 3月 JISA との連名で、「大綱に向けての意見書」を確定し、経済産業省へご説明

## 今後の活動について

7月の改正大綱に対するパブリックコメント募集後も、改正法案の起草、政令・委員会規則で定めるべき事項の検討等、事業者の義務に直接かかわる具体的内容の検討が継続される見込みです。

本委員会としては、引き続き、個人情報保護に真摯に取り組む善良な事業者にとっては現在以上の負担増加とならず、国際的に調和のとれた制度となるよう、政府に対して意見具申等を継続していく予定です。

## < 参考 > 制度改正大綱の概要

2014年6月に政府 IT 総合戦略本部で決定されたパーソナルデータ利活用に関する制度改正大綱の主な概要

### 1. 本人同意なく利活用可能とする枠組

個人特定性を低減するよう加工し、再特定禁止等を条件に、本人同意なく第三者提供できる枠組を導入（特定性低減データ）

### 2. 保護対象の明確化

指紋・顔認証データ等、身体的特性に関する情報等のうち個人情報として保護の対象とする範囲と、その取扱規律を明確化

### 3. 機微情報を定義

社会的差別の原因となり得る、人種、信条、社会的身分、前科・前歴を含む情報の取扱いを原則として禁止（例外あり）

は、以下の通りです。

### 4. 民間の自主的な取組の活用

第三者機関が認定した民間団体による自主規制の枠組、域外移転認証の枠組を創設

### 5. 第三者機関の体制整備

番号法により2014年1月に創設された「特定個人情報保護委員会」の権限を、個人情報全般に拡大、委員を増員し体制を整備

### 6. グローバル化への対応

外国事業者に対する域外適用  
外国当局との執行協力により実効性を担保  
外国事業者へ個人情報を移転するには、安全管理のため契約締結等の措置が必要

なお、制度改正大綱の全文は、下記 URL をご参照ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20140624/siryou5.pdf>

## 平成 25 年度 ソリューションサービスに関する調査報告書

### IT サービスビジネス環境整備調査報告書

－クラウド利用におけるサービス仕様の可視化－  
－IT サービス海外展開における留意点－

2014年3月発行

ソリューションサービス事業委員会では、傘下に IT サービスビジネス環境整備専門委員会を設置して、ソリューション事業に関する調査・検討を行っています。本報告は、平成 25 年度の IT サービスビジネス環境整備専門委員会の活動成果を取り纏めたものです。

◆ JEITA HP よりご購入いただけます（会員 5,400 円／会員外 10,800 円）

<http://www.jeita.or.jp/>